

● 事例紹介 ●

仙台電波高専における特別支援教育推進室 ～発達障害をもつ学生の特別支援～

野田 泰久
(仙台電波工業高等専門学校教授・学生相談室長)

一 はじめに — 仙台電波高専とは —

高等専門学校（以下、高専と略す）では、中学校を卒業した一五歳の一年生から二〇歳の五年生までの五年間の教育を基本とし、その上に専攻科二年間の教育を行っている。高専五年間を準学士課程（本科）と呼び、専攻科と区別することもある。また、ほとんどの国立高専は、定員四〇名の学科が四～五学科程度で構成されており、規模はほとんど同じである。

仙台電波工業高等専門学校（以下、仙台電波高専、または本校と略す）は、昭和一八年に設立された(財)東北無線

電信講習所を前身とし、昭和二四年に国立仙台電波高等学校となり、昭和四六年に定員八〇名の電波通信学科のみの高専に改組された。現在は、定員四〇名の四つの学科（情報通信工学科、電子工学科、電子制御工学科、情報工学科）、及び定員八名の二つの専攻（電子システム工学専攻、情報システム工学専攻）の専攻科から構成されており、コンピュータとエレクトロニクスの技術分野を教育する学生総数（定員）八三二名の工業高等専門学校である。本校には、小さい頃から工作が好きだった、或いはコンピュータを使う仕事がしたいというような理工系、特にITの分野に強い興味を抱いた学生が多い。

高専は当初から学級担任制が採用されており、学生支援のほとんどは学級担任を通して行われると言っても過言ではない。学生のみならず保護者との面談も年に二回程度行っている。仙台電波高専の学級編成は、図1に示したように、一年生のみ学科混合のクラス分けをし、二年生以上は学科ごとのクラス分けとなる。一〜二年は総合科学科（一般科目）の教員が学級担任となり、三年生以上は専門学科の教員が学級担任となる。図1の黒丸は現在特別支援を行っている学生を表し、矢印はその支援期間を表している。×印は本校を去ったことを意味する。

学科ごとの学級では、四年への編入生や三年への留学生が加わることもあるが、四年間クラスメートは変わらない。また、五年生は卒業研究や講義のため各研究室や講義室に出向き、教室にいることは少ないが、四年生までは実験実習以外の授業を全て同じ教室で同じ学科の級友とのみ受けることになる。他学科の学生や教員との交流は極端に少なく、学級担任制とともに、それが高専の特徴でもある。

専攻科生は、二学年全体で本科学生数の一割に達していない。そのため、高専としての学生支援は本科の学生が中心であり、専攻科が必要な場合は本科に準じて扱われている。専攻科生に関するほぼ全ての支援は専攻科長の下で専

攻科委員会が担っている。

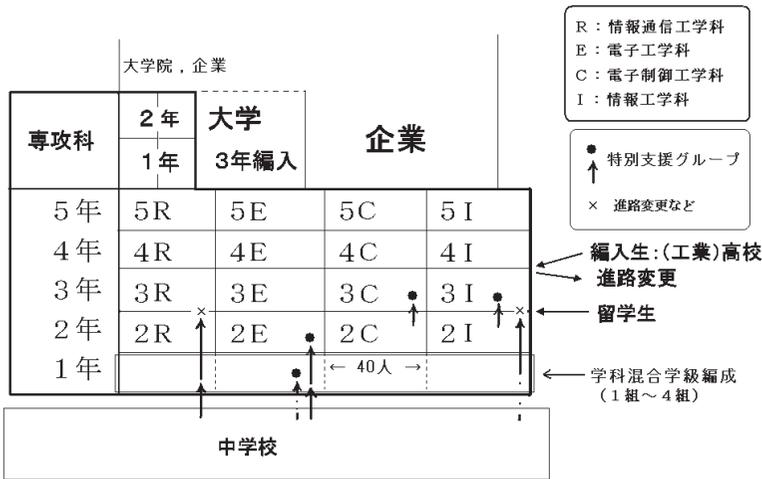


図1 仙台電波高専の学級編成

二 発達障害に対する取組の経緯

平成一七年度、高機能自閉症の学生が入学することが中学校からの連絡により判明した。中学校の説明や保護者との相談により、自閉症の知識のある教員が学級担任となり、学年主任や総合科学科長と連携して対応することになった。

その後、この学級担任を代表とする事業「自閉性障害をもつ学生に対する教育支援プログラム実践」に対して高専機構の経費配分を得て、本校の発達障害をもつ学生の特別支援教育がスタートした。この事業では、本校内の名称を「特別支援教育検討ワーキンググループ」とし、対象を発達障害全般に拡大して取り組むことにした。構成メンバーは、学生相談室長、総合科学科長、対象学生の学級担任、

学科の学生相談員、及びクラブ顧問の五名であり、対象学生に対する特別支援の他に、教職員研修用図書^③の購入とそれを用いた勉強会、日本特殊教育学会等の関連学会及び大学等の講習会への参加、教職員用「発達障害のある学生支援ガイドブック」の作成と配布等を行った。

その年の一〇月、他の一名の保護者から「小学六年生のときにADHD（注意欠陥・多動性障害）の診断を受けて

いた」ことを打ち明けられ、保護者や該当学生が学生相談室カウンセラー（非常勤、臨床心理士）と面談し、保護者の了解の基に特別支援教育の対象とすることになった。支援する学生が二名に増え、今後増える可能性があることから、ワーキンググループの内容を拡大した。「発達障害は治癒することのない障害であるから、発達障害者支援法に基づき、障害の状況に応じて適切な支援を行う」ことを目的とした「特別支援教育推進室要項」を平成一八年二月に制定した。これは、一年後に一部修正されたが、今後も実態に合わせて必要な改訂を行う。

近年、小・中学校では発達障害の児童生徒に対する支援が充実するようになり、また学習塾等における発達障害の学生の割合は増加することが予想される。しかも、高機能自閉症等の発達障害の学生は、一般に対人関係を構築できないが、例えばコンピュータプログラミングに著しい才能を発揮するなど、好きな分野にのみ特別な集中力がある。このような学生が十分な学力をもつ場合、好きな分野に進むために普通高校ではなく高専を志望することが予想される。極端な表現を使えば、そもそも高専は、理工系の技術分野に興味をもって早くから専門の勉強だけをしたいと願

う学生にとって、非常に魅力ある存在と言える。このような高専では、発達障害をもつ学生は今後が増えるであろうし、またそのような学生を社会に送り出すまでの特別な支援はますます必要であると思われる。

三 特別支援教育推進室

本校の特別支援教育推進室は、室長を教務主事（教務担当副校長）、副室長を学生相談室長とし、室員は該当学生が一、二学年にあっては総合科学科長、学級担任、教員若干名、三学年以上にあつては各学科長、学級担任、教員若干名で構成される。医療機関によって発達障害と診断された学生に対して、この推進室に学生ごとの支援グループを置き、個別指導を中心とした支援を行う。①学生の障害の状況把握と具体的支援の計画と実行。②保護者との情報交換と連携。③必要な場合には学習支援。その他に、教職員や学級内での理解の増進を図る、支援記録を作成する、などを行う。三年生の場合の支援グループ体制を図2に示す。図中の二重枠で囲まれた教職員は全ての支援グループに関わっている。また、各支援グループの総括は副室長（学生相談室長）が行う。

措置を相談する。例えば、課題未提出の場合は課題の提出状況を保護者に連絡し、家庭の協力を仰ぐ。理解の遅さによる場合は補講を計画し、どのような方法で理解させ得るのかを試す。なお本校の発達障害をもつ学生は、実験・実習に関しては特に問題がない。むしろ得意なようである。しかし、障害特性のためと思われるが、そのレポートが締切日までに完成しない、或いは締め切り日や提出そのものを忘れるなど、未提出になることが多い。本校ではレポート未提出の実験・実習は不合格になる。このレポート提出や宿題・課題の提出を指導することはこの支援グループの大きな学習支援である。このような学習支援によって、単純な障害特性による成績不振の場合は進級できる状態まで到達させることもできた。

年度末には、個々の支援グループごとに、全ての授業担当教員から支援学生に対する状況判断を提出してもらい、その学生に対する支援総括会議を開く。そこで、特別支援者との情報交換や要点をまとめ、また、対象学生の保護者との情報交換や要望を全て記録し、整理する。さらに、進級できた場合は、次年度の支援内容をどのようにするか検討する。これらのことから支援に対する教訓をまとめ、その教訓を、例えば教員会議資料として全教員に配布する

本校では、「原則として進級させながら指導する。ただし、学生が前向きに取り組み姿勢を見せていることが条件であり、また、高等教育機関として卒業レベルに到達できるかどうかの判断も行う。卒業に至らないと判断された場合は進路変更の指導を行う。この場合は三年修了までに判断することが望ましい。」などの基本方針で取り組んでいる。

できる限り入学前に保護者及び中学校から情報を得て、それを基に特別支援グループを結成し、早い時期に保護者との打ち合わせを行う。これによって対応の遅れが避けられ、特に発達障害の学生と周りの学生との無用な軋轢を避ける工夫ができる。また保護者との意思の疎通が図られる。特別支援グループは、学級担任が一人で問題を抱え込まないようにし、できるだけ多くの教員が対象学生に注意を払うことによって些細な変化もすぐに気が付き、関係者が常に共通認識をもって適切な対応を取ることに役立つ。それによって、からかいやいじめによる精神的障害を極力避けることができると考えている。

支援グループは定期試験後の成績を基に支援内容の検討を行う。極端に悪い成績の科目について、理解のレベルや課題未提出等、障害によるものかどうかを吟味し、必要な

など、教職員に周知するようにしている。

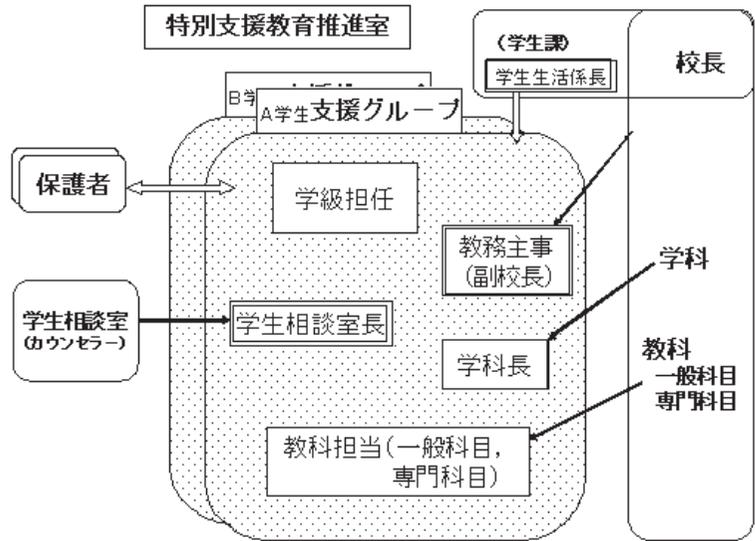


図2 支援グループ

四 今後の課題

最近の本校における発達障害をもつ学生の動向によれば、予想もしない状況になるとパニックを起こす、或いはパニックが起こりそうな気持ちを沈めようとして思ってもみない行動を取る。また、「いやな気分」を払拭するために自分を一度「リセット」するための行動を取ることもある。このような行動を制止するのは逆効果であり、パニックが増大する。本人の安全を確保しながら落ち着くまで待つしかない。本人の精神状態を落ち着かせる（クールダウンする）方法や場所を見つけておく必要がある。ある学生の中学校では「本人用のパソコンのある教室の一郭」が落ち着く場所だったそうであるが、本校にはまだない。このようなクールダウンするための緊急避難用の居場所として、他の学生から離れた、教員の目の届く部屋が必要である。当該学生がいつでも駆け込めるような鍵の管理、即座に適切な対処ができる教員への連絡体制、さらに学習支援等にも使える内装や広さなどが必要だと考えている。

文献や講演等によると、様々な事例によって障害者に対する対処の仕方が説明され、非常に参考になる。問題は、

「他の学生に障害を知られたくない。」という保護者の希望のため、まわりの学生の協力を充分得ることができない傾向にある。まず高学年の学生が発達障害を理解するための取組も今後の課題である。

(注) 例えば、ローナ・ロイニング著／久保紘章他監訳…自閉症スペクトル 親と専門家のためのガイドブック、東京書籍、二〇〇四年。東條惠著…発達障害ガイドブック、考古堂書店、二〇〇五年。バル・クミン他著／齋藤万比古監訳…教師のためのアスペルガー症候群ガイドブック、中央法規出版、二〇〇五年。

ほとんどの教職員にその知識がなく、講演会等に参加するのは相談員や担任など特定の教職員が主であり、特定の教員に学生の対応を任せていることである。知識のない教職員が発達障害の学生と接触をもち、パニック状態の学生に遭遇することがあった。対応のまずさから大きな問題が生じるなどという状況を避けるために、教職員に強制的に講習を受けさせることが大切かと思われる。また、経験の浅い教員に対する初期の対応マニュアルがあれば非常に有効かと考えている。

なお、現在の本校の対象学生は一〜三年生である。低学年の発達障害の学生には修学支援や進級対策が大きな問題であるが、四、五年生まで進級した学生にとって大きな問題は進路問題と予想される。企業では身体障害者に対する採用は検討するようになってきたが、コミュニケーション能力や協調性に難がある発達障害者については全く採用を考えていない。発達障害は治ることは難しいが、社会で自立するための訓練はある程度効果があるとされており、就労訓練等、進路指導委員会と連携を取り、進学も含めて進路問題対策に取り組むのが本校の今後の課題である。

一般に高専では、大学に比べて学生の年齢が低いこともあって保護者の協力が得やすく、このことが支援のし易さ